

●被扶養者認定に必要な添付書類一覧

証明事項	親族・同居関係		生活維持関係										
			別居	自営	学生	無職者							
						年金等受給者	雇用保険適用	受給しない人	就労不能				
証明書類	住民票謄本	戸籍謄本	仕送りを証明するもの(写)	納税証明書 (または確定申告書写)	在学証明書 (または学生証写)	市町村長の非課税証明書	不動産・利子・配当金等の所得を証明する書類	※受けていない場合理由書	恩給・年金証書(写)と直近の改定通知書(写)	雇用保険受給終了証明書	前勤務事業所の退職証明書と雇用保険未加入証明書	身体障害者手帳(写)	医師の診断書(長期療養)
被扶養者の続柄													
妻	○		○	○		○	△	○	○	○			
夫	○		○	○		○	△	○	○	○	○	○	○
内縁の配偶者	○		○	○		○	△	○	○	○	○	○	○
子	16歳未満	○											
	16歳以上	○		○	○	○	△			○	○	○	○
父母・祖父母		○	○	○		○	△	○	○	○	○	○	
弟妹孫	16歳未満		○										
	16歳以上		○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○
兄 姉	○		○	○		○	△	○	○	○	○	○	
配偶者の父母・祖父母	○		○	○		○	△	○	○	○	○	○	
内縁の配偶者の父母・子	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
その他の親族	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	

(注) 外国人については、「外国人登録済証明書」を提出のこと。
 ○印… 原則として提出するもの
 △印… 必要に応じて提出を求めるもの
 注… 提出された書類では認定できかねる場合には、再度、他の書類の提出を求めることもあります。

結婚、出産、死亡等で被扶養者の増減があった場合は、「健康保険被扶養者(異動)届」を組合へ提出することになっています。この場合、続柄を証明できる書類の添付を必要とすることがありますので、手続きをする前に、健保組合にご相談ください。

●被扶養者資格チェック表

項目	事例	該	否	備考	
1. 年間収入が130万円以上の者(60歳未満)	* 父母および祖父母		●	収入となるものの名称の如何を問わない。	
	* 配偶者		●		
	* 子、孫		●		
	* 弟、妹		●		
	* 三親等以内の親族(同一世帯に属する)		●		
2. 年金受給者(60歳以上)					
(1) 単身受給者	年金額が180万円未満	●			
(2) 加給年金対象者(妻)を有する受給者	年金額が180万円未満				
	1. 受給者		●		
	2. 加給年金対象者		●		
	年金額が180万円以上360万円未満				
	1. 受給者		●		
	2. 加給年金対象者		●	年金受給者が加給年金対象者に対して扶養資力が無いため。	
年金額が360万円以上					
1. 受給者		●	年金受給者の加給年金対象者に対する扶養資力が180万円以上あるため。		
2. 加給年金対象者		●			
(3) 認定対象者(父母)がそれぞれ受給者の場合	* 両者(父母)の年金額を合算して360万円以上ある場合、両受給者とも (例) 父190万円、母170万円			●	父母は夫婦であるので父は母に10万円の扶養資力があるため。
	* 両者(父母)の年金額を合算して360万円未満				
	(例) 父190万円		●	父は母に10万円の扶養資力があるが被保険者から20万円の扶養資力の依存が必要なため。(150+10+20=180万円)	
	母150万円		●		
	(例) 父170万円		●	父母はそれぞれ10万円の扶養資力を被保険者に依存する必要がある。	
母170万円		●			
3. 資産収入者・農業収入者など自営業収入者	前記2.年金受給者の例によるが、年間収入を総収入か、所得で見るか * 上記の収入の帰属が明らかでない場合			自営業収入者については、必要経費を控除する前の総収入とする。給与所得者についても控除前の総収入とする。 当該事業に従事する者の当該事業に対する貢献の度合いに応じて判断するのが妥当。	
4. 退職者					
(1) 退職者の年収	* 退職時点で既に130万円以上の収入があった	●		退職後、無収入であれば過去の収入は問わない。(将来に向かっての収入で判断する)	
(2) 雇用保険	* 待機期間	●		勤務に準じた扱いとする。	
	* 受給期間		●	【参考】雇用保険(失業給付)受給に係わる認定参照	

【参考】雇用保険(失業給付)受給に係わる認定

退職時点において従来から被扶養者として認定されていた者で、雇用保険から失業給付(基本手当)を受けようとする者であっても、基本手当の日額が3,611円(1,300,000÷360日)未満の者については引き続き認定する。
平成19年11月1日より適用とする。